

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷四十五第

月三年七十和昭

論叢

資本主義的論理續論……………經濟學博士 柴田敬

ナチス社會保險の經營原理……………經濟學士 中川與之助

金本位の廢棄と支拂準備……………經濟學士 中谷實

錢莊業の機構……………經濟學士 徳永清行

時論

大東亞戰爭と經濟建設……………法學博士 神戸正雄

研究

日本綿業確立期に於ける貿易政策……………經濟學士 松井清

佛領印度支那貿易の性格……………經濟學士 河野健二

岩瀨忠震の開國交易思想……………經濟學士 松木順

說苑

李孤帆著「招商局三大案」……………經濟學士 鈴木總一郎

附錄

彙報・外國雜誌論題

錢莊業の機構

——特に銀行業との異同について——

徳永清行

一 銀行法と錢莊法

支那の銀行法たるべきものは民國二十年三月二十八日立法院を通過してゐる。これは同日國民政府において公布されたものであるが、その施行期日は未定のままであつた。従つて同法の意圖するところは右のままでは實現はしなかつたけれども、その第一條には次の如くいふてゐる。

銀行法 第一條 凡營左列業務之一者、爲銀行

一、收受存款及放款

二、票據貼現

三、匯兌或押匯

營前項業務之一、而不稱銀行者、視同銀行

この銀行法によれば、(一)預金及び貸付、(二)手形割引、(三)爲替或は荷爲替の一を營むものが銀行といふことになる。而してそれは銀行と稱せざるものにおいても銀行と同視されるを建前とするものである。これについては受信及び授信業務を兼營とするを要件とすること、即ち信用交替機關を建前とした修改の申請が提起されたものであるが、それについては他の機會に譲ることにして、ここでは次の觀點に問題を制約する。

右の銀行法による時は前掲業務の一を營むものは皆銀行となるわけであつて、該法の取締を受けることになる。

それは銀行と稱せざるものについても銀行と看られることになるから、大小銀行は固より銀號、錢莊等の各様式の金融機關も均しく該法の規定によつて辦理せられる。ここにおいて各地錢莊業より該規定を接受せざる態度に出で、政府に呈請するに別に錢莊法を制定すべきを以てした。その理由とせしところは次の如くである。即ち銀行は錢莊とは性質の距りが著しい。その顯著なるものは銀行は株式、有限であるが錢莊は合夥組織であるから、股東は皆無限責任を負ふ。實際上農工商業資本がその運営に不足する時は錢莊の信用放款に依據して調劑を爲すものである。されば苟も錢莊法を別に制定することなくして銀行法中に附庸するにおいては、社會金融を牽動することになるであらうといふにその主たる理由があつた。これを繞る經緯については各地各業の同業公會も亦均しく通電を發して、錢業の主張に贊同したものであるが、當時立法院の邵元沖代理院長の談話發表によれば政府はこの事項に對して尙考慮中であるとの程度にとどまつてゐる。併し乍ら支那側においても次の如き見解は明確に存在してゐるものがある。錢莊がその特殊の立場を有するは固より事實とはするが、特に錢莊法を訂定するのは必要までは認めない。即ち銀行法中に如何に錢莊の實際に適合する規定を挿入するかは立法當局者の注意を求めんとした²⁾ことこれである。³⁾

銀行法の公布に際して特に錢莊法を制定すべしとする態度は法規上は當然避くべきである。併し問題はそれを要求せしむるだけに錢莊業の地位に特異乃至強力なるものがあり、特に錢莊法を設けずとしても錢莊の特殊立場を認容するを要せし程錢莊業の存在には大きく一顧を拂はなければならぬ性格が存続したものである。

二 銀行と錢莊

要約して銀行と錢莊との相異點を比較すれば次の如きものであらう。先づ第一次にいはれるは資本構成につい

2) 中國銀行法之研究、經濟研究、第一卷第七期、p. 7.
3) 錢莊有制定特別法規之必要、錢業月報、第十一卷第三號、pp. 13.

てである。銀行は概ね有限責任なるも、錢莊は無責任である。併し乍ら企業經營の發達過程に徴すれば、初期に遡る程無限責任により、又現代にあつても小規模なるものにおいては無限責任による傾向多きものである。錢莊白體は無責任といふも「獨資」のみではなく「合資」もある。獨資は裕福なる資産者の一人出資によるものにして「獨股錢莊」と稱す。合資は錢莊の資本が股東より集められるもので「合股錢莊」といふ。獨資による場合は多からずして、合資によるものが多數を占めてゐる。その無限責任は錢莊の慣行に従へば股東は按股分墊の責を負ふ建前であり、その出資の比例額に應ずる責であつて、他の股東の償債に代るものではないといふ¹⁾。ともあれ資本について無限責任を錢莊業の特質として錢莊信用鞏固の基調とすることは必ずしも必要としないであらう。蓋し支那側の金融機關において、儲蓄銀行法²⁾に徴しても、その第二條は股份有限公司組織による設立を建前として居り、第十五條において董事、監察人に連帶無限責任をとらしめ、その信用堅牢なるを圖つてゐる如き方途に出づるを得るからである。

ここに錢莊の資本における考慮に即して獨資と合資の別、而して無限責任股東組織による合夥企業の性質を有するを一瞥したが併せて資本の大小により營業範圍に廣狹が劃されるを一顧することが出来る。上海の錢莊は資本の大小により營業範圍の廣狹に五種の等級があるといふ。一等級は匯劃莊であり、又大同行ともいひ、上海錢莊の主體である。匯劃莊の下に、元字莊、亨字莊、利字莊、貞字莊の四等級があり、又小同行とも稱してゐる。匯劃莊は錢莊中の翹楚とされるものであり、上海錢莊中勢力最大のものである。匯劃莊は錢業公會加入の錢莊にして、普通に所謂上海錢莊を代表してゐるものである。錢業公會に加入するを入園と稱し、入園せし錢莊は即ち匯劃莊であり、錢業公會の有する匯劃總會に加入するわけである。即ち直接に匯劃總會に参加することに因つて、公單を發行するの故に、この錢莊を匯劃莊と名付けるといふ。

1) 施伯珩：錢莊學、第一編、p. 4, p. 17, 第三編、p. 25, p. 27. 上海錢莊業之組織及其業務、經濟研究、第二卷第八期、p. 143, p. 155.

2) 民國二十三年六月二十二日立法院通過、七月四日國民政府公布施行。

元字號錢莊は未入園のものであり、又挑打莊ともいふ。その資本は匯割莊に比して薄弱であり、その營業範圍も狭小である。直接に匯割總會に参加して票據の交換をなし得ないものであつて、票據の決済はすべて匯割莊に代理を託すことになつてゐるが、相當手續を経れば匯割總會に加入し振替決済の權利を享受することが出来る。因みにこの種錢莊は現金の直接運送に當ること多きものであり、往昔制錢時代には值輕量重なりしを以て決済の度に、棧司が包装し、担荷とした爲、これを挑担錢莊といふことになり、晉語の訛傳により挑打錢莊となつたと傳ふ。

亨字號錢莊も未入園のものであり、小挑打莊或は關門挑打莊ともいふ。その資本乃至營業が元字莊に比べて相異する。日々の決済は多くは匯割莊或は元字莊に代理を託すから、匯割莊或は元字莊の附屬莊に類する。日中既に他莊に決済を託し、決済の約定があれば日中に轉送するにより、晩刻に迫れば匯割莊乃至元字莊との銀元、銀兩の取引繁忙にして、夜間は閉門して休市したものであり、ここに關門挑打莊と稱せられることが由來するものの如くである。

利字號錢莊も亦未入園のものであり、或は拆兌錢莊ともいふ。この種錢莊は預金、貸出の業を營まず、専ら銀元、補助貨の賣買に従事する。その賣買は卸賣建前の如きものであり、普通には小額兩替を行はないものであつて、小額兩替を行ふとしても兼營の域を出でないといふ。

貞字號錢莊は前者同様未入園の錢莊であり、或は門市錢莊ともいひ、或は零兌錢莊ともいひ、俗稱烟紙錢莊の類である。その重なる業務は補助貨の小口兩替であつて、兼營して煙草、雜貨賣買をなすものもある。

以上各等級に所屬するものを資本の多寡と營業の廣狹より類別したものを引用して見たが、匯割莊即ち大同行を主體として取上げれば上海錢莊の實質を檢討し得るわけであり、其他即ち小同行は殆んど問題にする必要がな

- 3) 施伯舟：錢莊學、第三編、p. 19. 經濟研究、第二卷第八期、p. 140. 錢兌同業公會としては別の組織あるものの如く、従つてここにおいては俗稱烟紙莊の類をいふ。
- 4) 前掲：錢莊學、第三編、pp. 1-20. 經濟研究、第二卷第八期、pp. 138-141.

い程度である。又その錢莊數においても元字莊以下の實在は近時においては極めて少數の域を出てゐない。

匯劃莊としてもその資本は最大八十萬元、最小十萬元の程度のものであつて、大體數は二十萬元と四十萬元の間にあり、八十萬元のものは僅かに三軒である。かくの如く資本が些少のものであることは銀行資本と比較して著しい差異を呈するものであるが、最近十數年來資本増加のものも少からざる傾向にあるといふ。それは錢莊の數は減少したが、資本は増加したといふ傾向において知り得るものであり、ここに錢莊進歩の表示ありとするのである。⁵⁾

錢莊の資本に關聯しては附本が語られてゐる。附本は資本金の外に提供されたものである。附本の來源は股東が正式の股本の外に金額を該莊に預入れたものであつて取引の圓轉に資するものである。これには決算時において紅利即ち利益の配當を行はずして、ただ息金即ち利息を給する仕組である。⁶⁾

以上資本の構成において有限、無限の限界に銀行と錢莊の異同を求めても、錢莊の存在理由を明確にするものとはならない。殊に有限責任組織の提案もあり、錢莊は無限責任を前提として組成されるものとは限らない。資本の厚薄についても近年の趨勢においては増資が行はれてゐる。もつとも錢莊の資本は必ずしも小額に制約されるものではないが、事實上未だ大資本の經營形態でなく、大資本を擁し得る程なれば銀行組織に改組されるのである。又附本についても特に取上げるべき特徴をなすものではない。

錢莊の營業内容から銀行との異同を明確ならしむべきものとして次の如きを拾ひ上げて見る。錢莊の業務は民國二十三年五月十三日公布の上海市錢業業規第三章營業範圍によれば左の如くである。

一、各種存款(各種預金)

二、各種放款及抵押貸款(各種貸付及び擔保貸付)

三、抵押往來透支(擔保付當座貸越)

錢莊業の機構

5) 經濟研究、第二卷第八期、pp. 140-142。最近の傾向では莊數も資本總額も減退したものであるが、相對的には資力の増厚を呈してゐる。

6) 經濟研究、第二卷第八期、p. 142。

- 四、各種期票之貼現(各種手形の割引)
- 五、買賣生金銀外國貨幣及有價證券(地金銀、外國貨幣及び有價證券の賣買)
- 六、各路匯兌及貨物押匯(各地方方向爲替及び荷爲替)
- 七、保管貴重物品(貴重品の保護預り)
- 八、倉庫業(倉庫營業)
- 九、代理收解(代金取立、立替支拂)

以上は大體銀行業務に似てゐるが、實際營業に即して錢莊の特異としてゐるところは次の如きものである。存款即ち預金にしても往來存款即ち當座預金と定期存款即ち定期預金に分たれるは銀行と趣を同じふするが、用語上、錢莊業にあつては當座預金を「浮存」といひ、定期預金を「長存」といふ。又放款即ち貸付にしても、活期放款即ち當座貸越と定期放款即ち定期貸付あるは銀行と趣を一にするが、用語上、錢莊業にあつては當座貸越を「浮存」といひ、定期貸付を「長缺」又は「長期」といひ、放款そのものも「放賑」又は「缺銀」といふ。かくの如き用語上の異例はここでは目的としないが、預金並に貸付に當つて一種の信用制度が持續されてゐることに留意を要するものがある。

即ち預入に際しても紹介による受入であり、その預金利率についても長期利率の如きは貸借の情況や預金者との關係によつて定められる俗にいふ内盤の仕組がある。又貸出についても錢莊の當座預金は隨時に交渉による貸越が行はれ、銀行における如く豫約あるに非ざれば貸越をなし能はざるものとは相異してゐる。定期貸付にしてもその各種の貸付中、信用放款長期と稱せられるものが錢莊の貸付金額の中で最大を占めたものであり、上海の金融市況への影響も亦最も大きかつたものである。又抵押長期と稱する擔保をつけた長期貸付にあつては、普通の貸付金額は擔保品の七、八割を標準とするが、擔保品の價值を超過するものもある。それは不良貸付に陥るの

7) 經濟研究、第二卷第八期、p. 147. 摺子即ち通帳に貸越限度を定むるものもある。

謂ひではなくして、錢莊側が信用制度を重んじたるに因るものと見るにおいて銀行との相異となるわけである。

其他信用制度を建前とした取引上の慣習を調べ上げることも出来るのであるが、要するに信用取引は錢莊業務の特徴と看做されるところであり、普通の商人習慣にも適合すると稱されるところである。故に多くの商家は好んでこれと取引し、又錢莊が銀行と競争し得る所以もここにあるといふ。一面においては信用取引は錢莊の勢力を厚く扶植するには役立つけれども、又他面においては金融逼迫時に際會しては徒らに萎縮するを免れ難いものともなつたといひ得るであらう。

錢莊業における信用放款制度は既に動搖し改變の途上にある。それは錢莊の銀行業務への移行において現れて來たといはれるところであり、具體的には八、九年前福源錢莊が銀行業務を開辦して以來數軒に相次いで起つたといふ。その現れとしては新式の會計制度がとられ、營業内容は従來隱匿したものを資産負債表即ち貸借對照表の形式において、公表するに至りし如きがこれである。公表數字に明瞭に現れて來たことは信用制度の一大變革となり、又信用貸付と擔保貸付の比率が後者において極めて重要度を齎して來たものである。それはいはゞ錢莊業獨自の領域を自ら狭少ならしむることになつたのではあるまいか。¹⁰⁾

錢莊の機構を銀行に對照して相異點として取上げ得られるものに、分支行制度の如何がある。錢莊は分支行制度を持たない。錢莊はその組織上確かに一つの缺陷を持ち、しかもその改革が、各種營業革新の方策中にあつて比較的困難とするものがこの分支行制度の缺陷であるといふ。その理由は錢莊の股東は多くはその所在地にあつて家であり、他地には必ずしも顧客から信用を受け得るとは限らない。然も分支行を開設せば股東の責任は加重されるわけである。この種の缺陷は錢莊の營業範圍を長くその所在地に制約する。その故に錢莊の預金、貸付の勢力が奥地に及ぶとしても、その過程は間接的であつて直接的においてではない。このことは錢莊の業務につ

8) 錢業月報、第十一卷第三號、p. 2.

9) 經濟研究、pp. 148-149.

10) Chen Chia Tsün: Das chinesische Bankwesen, 1938, SS. 55-56.

で嘗て支那固有金融機關が爲替業において伸展したるに比し、錢莊業務が爲替業より制約されて行くを語る一素材とはなる。併し乍ら錢莊業務にも代手長期といふ如きがあり、又他地錢莊との爲替契約により、必ずしも錢莊の決定的缺陷となるものでもない。分支行制度の缺如は畢竟錢莊の小規模經營を特質としたるに關聯するものであり、經營形態の發展は分支行を持つを容易とする。そのことはそれ自體錢莊をして銀行業務に近接せしめるものでもある。

錢莊業の機構上、銀行業に比較して、より強く人的要素が取上げられる。錢莊の經營上よりその出路を求むれば第一に時間と空間に把握すべきを述べ、第二に適當なる投資、第三に經營主體の運營能力が對象とされてゐる。錢莊の經理はその職權が銀行の總經理に比し大である爲に第三が錢莊發達の要件の一となつてゐるわけである。¹¹⁾ 人的要素が獨り錢莊において重きをなすとは限らないけれども、錢莊の在來の機構にあつては支配人の手腕は當該錢莊の興廢を左右したものである。この人的要素については更に銀錢業者間における人的結合關係に視野を求むべき性格があり、尙一段と擴大して外籍銀行と錢莊との間にも結成された關聯を知つて置かなければならない。更に人的結合關係においては、それが地緣的紐帶による密接な結合となつてゐることも注目し値したることである。¹²⁾

三 錢莊の盛衰

錢莊はその發生の根據を支那固有の企業として持つてはゐたが、新興の銀行には發展的に包攝されるべきに見え、然も錢莊も銀行も共に若干の期間は發展の段階を辿つた。以上掲出せし錢莊と銀行との比較においては特に錢莊獨自の領域を見出すに苦しむものであるが、その發生史的回顧を試みてその根據を検討して見ることにする。

11) 經濟研究、第二卷第八期、p. 158, p. 162.

12) Chen Chia Tsin: a. a. O. SS. 36-37.

吳承禧：中國的銀行、p. 116, pp. 127-130.

内國重修記によれば上海の錢莊は乾隆時に起れりといふ。内國の記によれば「乾隆間錢業同人釀資購置、爲南北市總公所、以時會集。(中略)庚申辛酉間、髮寇披猖、外兵助勦、屯兩園逾四載、多所毀傷、東園修復、仍錢業任之。(中略)蓋自乾隆至今、垂二百年(下略)」¹⁾とある。乾隆年間錢業同業者が資金を據出して購入し、南北市總公所となし、定時に集會することにした。長髮賊の亂に際會して外國援兵が兩園に駐屯すること四年を逾へ、毀損を蒙るところ多く、東園の修復は錢業これに任じたものである。前後を通じ錢莊の歴史は乾隆より今日に至るまで二百年に垂んとするを傳へてゐる。

もつとも錢莊の起源については北支における票號の創始と軌を一にして諸説があり、巷間傳へられるところには次の如きものがある。一説によれば、清の乾隆年間(一七三六—一七九五年)上海未だ未開埠の頃、浙江紹興の煤炭商人が南市にあつて炭間屋を開設し、時に店内の餘裕金を以て銀元、銅錢の兌換をなし、並に近隣の店舗及び北洋船幫(北支の回送業組合)に貸出をなし利殖を圖りし如きにその端緒がある。或は他説によれば、上海未だ商埠として開港せざる前に、寧波の商人石福昌及び馮承二名が貸借の制を創始したるに錢莊制度の先聲を求めたものがある。更に一説によれば、清の中葉、市面の通用貨幣は僅かに一文銅錢であつて、市場の交易は銅錢を以て物價の標準となしたが、同時に銀兩の存在がありし爲、相互に兌換が行はれ、遂に專業となつて今日の錢莊をなしたものであり、錢莊はその起點が兌換店にありとなすものである。その解説の具體的なるものは當時方亨膏(或は方七名といふも未詳)なる者あり、五康莊の前にあつて靴鞋を鬻ぎ、日夜蓄財して該莊に預金したものであり、その數既に高額に達した。其後上海に大亂あり、富者他遷し、五康莊の主人も該莊を方亨膏に譲り、亂平定後、方某はその舊業を棄て、兌換業に轉營した。一文錢即ち制錢の需要のある故に、兩替相場も毎日變動があり、兩替業者は奇利を博し得て數倍の利益を得ざるものはなかつた。こゝに錢莊の轉轉發達に至りし經路を求めたものも

1) 施伯行：錢莊學、第一編、p. 7, pp. 9-10.

ある。

以上の傳說的記録は錢莊の起源を確認せしむるには固より不充分であるが、錢莊の存在が大體明確になつたのは清の中葉であり、特に乾隆年代であつたことを惟はずものである。前掲せし上海内園重修記は乾隆より今日に至る二百年に垂んとするを語るものであり、殊にそれは乾隆年間に錢業同人が據資して、南北市總公所を設置したるをいふものであるから、乾隆時代に錢莊は既に發達してゐたことについての信憑すべき史實なりとする見解もあり得る。²⁾

この乾隆以前に錢莊の發生を求め得るとすれば、その濫觴をどの程度まで遡り得るであらうかを、一應その所説に従つて要約して見ることにしよう。

乾隆時代の上海は閉港であつたが康熙時代は上海は通商の要港であつたことより推して上海錢莊の興起を康熙雍正の時期に在りとする。清初海禁が實施され貿易は停頓したものが、康熙二十四年（一六八五年）海禁が開放され、上海に江海大關が始設されてゐる。もつとも雍正元年（一七二三年）には外人の通商は廣州一港に制限され、上海は又閉港されたのであるが、道光二十三年（一八四三年）に及んで南京條約の結果として、上海は正式に開埠され、上海は商業の重心となつた。かゝる見解においては、元代海上權の擴張を圖り、元世祖の年代には泉州、上海等に市舶司を設置した頃まで遡つて、商業集中と雜色貨幣の兌換業との聯關を考察する要もあり、遠く六百餘年の史的展開も一考されることになり、更に時代を顧みることも可能となる。³⁾

錢莊乃至錢莊類似の金融組織はかくの如き社會狀勢を反映して生成したものと見ることは肯定されるけれども、それだけにとゞまるものなれば、大體において、金融機關發達の一般過程と同様のものであり、たゞその時期の遲速が稽考に値するだけにとゞまる。向上掲したところは兩替業の如き發展過程におけるものを取上げたが、銀行組織に類似した内容も逐次に發達しつゝあつたことは支那の南北の對照においても、洋の東西を比較しても否定し難いものがある。⁴⁾⁵⁾

2) 經濟研究、第二卷第八期、pp. 132-133.

3) 經濟研究、第二卷第八期、p. 133.

王孝通：中國商業史、pp. 148-149.

T. R. Jernigan: China's Business Methods and Policy, 1904, pp. 92-93.

錢莊の創始時期については一先づこれを措いて錢莊の盛衰を劃し得べき時期を取上げて見る。隆盛期と稱されるは南京條約による上海開港の道光二十三年（一八四三年）より破産恐慌を呈したる光緒八年（一八八二年）までの時期である。上海開港は支那の清朝衰退の兆ではあつたけれども、開港開市が商埠地における交易關係を殷盛ならしめたと同様に、上海における商業の繁榮、従つて金融業務の頻繁を伴つたものである。この時期は支那に所謂新式銀行の組織が導入された劃期的時期でもあるが、舊式銀行たる錢莊の發展時期でもあつたことが認め得られる。錢莊は最初南市に集中し設立されたといふが、咸豐十年に至つて洪秀全軍の上海進撃、英佛軍の増兵防戦等のことあり、兵亂回避の爲に北市遷移の傾向が現れ、こゝにおいて同治元年（一八六二年）より錢莊の重點は南市より北市に移るに至つた。この頃は錢莊發達の全盛期なりしものゝ如く、光緒二年（一八七六年）の上海匯劃錢莊として計上されたる數は南市において四十二軒、北市にあつて六十三軒、總數百五軒であつたといふ。

爾後において錢莊の衰敗期ともいふべき時期がその跡を承けてゐるが、その主要な現れは次の如きものである。第一次は光緒八、九年（一八八二—一八八三年）の倒産恐慌である。それは生糸問屋の缺損が錢莊に累を及せしを要因として、金融窮迫し、倒産者續出せしを傳へたものである。第二次は光緒十五、六年の貼票風潮といふ。當時錢莊が高利を以て預金を吸収した所以は鴉片販運による厚利の徒が錢莊に向つて高利資金を借入れ、錢莊は現金の不足を生じたるを貼票制度により現金吸収を計つたことに發達したものである。貼票の利息は最高は百分の二十にまで達し、専ら貼票を以て現金を吸収せし錢莊も、續出したものゝ如くである。貼票に出資せし向も各階層に互り、貼票を以て各方面から貸借關係を結びし向も多くなり、遂に錢莊は空貼票を發行すること二百萬元以上といはれ、或は大きく推定せしものは二千五、六百萬元前後ともいふ。貼票は最初の程は信用極めて良好であつたがその過多なるに及び、光緒二十三年に至つては貼票發行錢莊にして滿期到來せしも支拂に應じ得ざるもの出で、破綻の兆あり、爲に取付に遭ひ錢莊の破産引續けるを傳へてゐる。この貼票制度による信用膨脹、引續ける恐慌は、貼票を經營せし錢莊が殆んど全部破産に陥りしと共に、匯劃莊にも波及した。匯劃莊は貼票業務を經營し

4) Noble Foster Hoggson: Banking Through The Ages, 1926, pp. 50-43.

5) 前掲、錢莊學、第三編、p. 1.

6) 貼票制度は潮籍の鄭姓を名乗るものが設立せし協和錢莊において始められしといふ仕組であり、その方法は高利を以て預金を吸収せしにある。

なかつたが、金融梗塞の強迫により破産に至りしものも少からずあつたものゝ如くである。これは錢莊成立以來不良業務に原因せし最も著しい金融恐慌であつた。

次は宣統二年のゴム恐慌においてである。光緒三十四年（一九〇八年）上海におけるゴム株式會社の設立による株式募集に絡む眩惑的景氣とこれが反動であつた。即ち株價は著しきは七、八倍に騰貴し、錢莊も競つて買占めしが、この種株式の發行者たる外人の詐欺的行爲の結果として激落し、錢莊の破産事情が傳へられてゐる。元來錢莊と外國銀行との貸借關係は密接であり、買辦制度の關聯があつたが、この恐慌以後は外國銀行の錢莊に對する貸付は慎重になつたことを知る。

次いで宣統三年には民國革命が起つた。この一大變革に際しては錢莊も異常な影響を蒙つたことは當然である。民國元年南北市錢莊の營業せしものは僅かに二十五軒に過ぎなかつたといひ、當時數十年來の錢莊業の最も衰微した時期であつたといふ。

錢莊の衰頹は一先づ右で底をついたものであり、爾後は一進一退の時期となつてゐる。

民國十年の信託及び取引所恐慌があり、停業五軒を出してゐるが、民國十三年における上海匯劃莊の數は八十九に達して居り、この頃最も發達せし時期であつたとしてゐる。次いで浙江戰爭の波及があり、民國十六年には國民軍が上海に進駐し、その爲に影響を及したが、これ等は何れも錢莊の存在の安危にかゝはる程のものではなかつた。二十三年の銀恐慌があり、時期を劃して遂に最近の恐慌期に至り、上海錢莊業の破産は比較的多數に上つたことを物語つてゐる。

この最後の段階の恐慌は二十二年、二十三年の奥地農村經濟の崩壞、商工の凋落の餘波を蒙り、錢莊貸出の回收不能を惹起し、錢莊は恐慌に陥つてしまつた。こゝに中央、中國、交通銀行が聯合貸出を行ひ、市面への救濟乗出があり、二十四年の中央、中國、交通、四行準備庫等の救濟貸出があつたこと並に財政部の金融公債の措置は留意さるべき事項となつたのである。かくて民國二十六年以降は支那事變となり、錢莊の業態も匯劃制度にお

7) 施伯珩：錢莊學、第一編 pp. 10-11. 貼票制度に發せし錢莊倒産については時期に一致を缺くものがあるが、業務上の失態に發せしは均しく認め得る。
8) Chen Chia Tsun: a. a. O. SS. 36-37.

いて吟味さるべき問題を展開したものである。

これ等の傳へられたる事實を前提として一應要約づけられるところは次の如くである。即ち最近の恐慌において錢莊は破産が多かつたといふものゝ、その倒閉の數は民國初年以前における錢莊恐慌の各期のそれと較べて少く、上海の金融業の進歩を示す一端であつたとなすものがある。従つて錢莊業が近時數年來整理多く新設少き状態が現れてゐることもこの革新の過程において見るべきとなすわけである。

これについて二十九年に營業せる匯劃莊三十八は十三年に比較せばその八十九に比し半にも及ばないことについて、見解の如何において相異なる。錢莊の日々衰微に趨くものゝ現れをこゝに反映したものとし、又その逆に質的向上を取上げることになるであらう。錢莊業當局の業務改良への努力があり、上海金融の内部組織の變動があり、銀行業の相互協力があり、錢莊の危機は過去のそれより軽減せしものゝあるは肯定に値する。併し乍ら果して錢莊業の興亡の岐れる所は何處に伏在するか。過ぎ來りし方の一應の敘述を錢莊業の機構に對應して如何に説明づけ得るか。吟味を要するところは實にこゝに存するのである。¹⁰⁾

四 錢莊の領域

錢莊の歴史は數百年に遡つて濫觴があり、錢莊の二字は社會の印象深くして、その信用の固きを傳へるは前掲した。併し乍ら錢莊が興隆したるは前顯の如く南京條約による上海開港の頃よりであるが、この頃は支那側新式銀行制度が導入された時期である。銀行と錢莊とはその由來を相異し、又名稱を區劃するも、その業務は相同じうするところが多く、均しく金融場裡に並存する。兩者は對蹠的な存在であり、錢莊は銀行に淘汰さるべきかに見えて、事實は兩者共に時代の背景において併立的進展をさへ示したものである。

錢莊は既に新式銀行の經營が移植されたる以前において支那に發生、成育した固有の金融業であることは何人も否定しない。併し乍らこれが推移を見れば、新式銀行の企業形態が導入されし頃より一應錢莊の地盤は代替するものではなかつたかと思つても、事實は寧ろ錢莊と銀行とは並行的に繁榮に向つた。錢莊の前身は本來買辦資本

9) 經濟研究、第二卷第八期、pp. 133-138.

10) 經濟研究、第二卷第八期、pp. 155-157.

徐寄廬：最近上海金融史(上) p. 2.

上海市錢業一覽表、金融週報、第一卷第十四期、pp. 30-33.

に由來するもの多く、銀行の資本も亦買辦資本に關聯淺からざるものがある。對外關係の發展は銀行業をも、錢莊をも發達せしめる所以のものがあり、一種の常則の如きものとなつたのである。¹⁾

錢莊も一個の金融業である。その組織上の特點を除く以外は銀行と異なるところがない。この故に錢莊業の將來への出路は、正確にいへる一點として、それは金融機關一般の出路にかゝるといふ。既に有限責任の株式會社組織をとる錢莊についての提案もあるが、かゝる錢莊は性格上銀行と同一のものとなるわけである。果してかくの如しとすれば、更に一步を進めて錢莊としての存在の意義を減却することになる。²⁾

然るに爾後の經過においては民國二十年代の金融恐慌の時期に即して錢莊業には大きな變革が起つて來た。錢莊業の營業範圍が漸次新式銀行の組織に近接して行けば錢莊業として獨立の存在は弱化するは當然である。事實、設立の手續上、事業の經營上、錢莊を開設するよりも銀行の開始が漸増の過程にあり、錢莊は相對的にその存在を漸減して來た跡が見受けられる。

然らば最近における錢莊業の本格的意義を何處に求めるか。事變發生以來の新紐匯割制度に反映せしめ得る推移であり、それは金融逼迫への應急策として展開してゐるものゝ中に検討し得るものがある。即ち自衛的性格において現れた一聯の推移過程これである。事變後の推移においては中小規模の錢莊も寧ろ繁榮したるを語り得るの實狀にあるが、これは兩替業を建前としたるにおいての發展であり、支那側自體において畸形的趨勢と稱してゐる性格のものである。³⁾ 然も錢莊は租界を前提とし、こゝを根據としてその地盤を確保し得た角度も見ざるを得る。更に事變は進展して支那における新興建設勢力へ反抗の牙城として長くその敵性を保有した租界は既にその存在の意義を喪失した。新式銀行にしても單なる商業資本として、換言せば買辦主義においての發展はその根據を全面的に喪失して行くわけである。必然錢莊は今や根本的な刷新過程にあるわけである。

支那の金融機構には本格的な調整が行はれて來るであらう。既にその早き現れは蒙疆政府において見られたものがある。蒙疆地域における蒙古聯盟實業銀行、察南實業銀行、晉北實業銀行は先に同地域四十四の錢莊業者大

1) Chen Chia Tsün: a. a. O. SS. 14-15.

何幹之：中國社會經濟結構，p. 60.

2) 經濟研究，第二卷第八期，p. 162.

3) 小島昌太郎：支那に於ける特殊通貨の研究，p. 6, pp. 13-15, pp. 70-72, pp. 166-167.

會に發したものであるが、錢莊經營形態を新規組織に一元的に發展的解消をなしたものの、第一次的現れである。⁴⁾

大東亞戰爭の宣戰布告されるや、北支華北政務委員會の領域においても直接的な影響が生起した。即ち租界金融機關として錢莊は中國聯合準備銀行を中樞とする北支の新金融機構に隱然敵性を持続したものであつたが、北支金融界の癌と稱された天津舊英租界における殘續勢力は拂拭されたわけである。かくて舊法幣取扱者は壞滅し、匯申相場はたゞず、一切の金融機關は就中銀號、錢莊も聯銀工作に協力せざるを得ざることになつた。舊臘十一日、華北政務委員會は金融機關取締規則を公布、實施したものがあつた。これによれば銀行、銀號、錢莊等一切の金融機關は許可制となり、且拂込濟資本金五十萬元以上の株式會社に非ざれば新規開業を許可しないことになつた。この法規の趣旨より觀する時は、嘗ては錢莊法を別途に要請したる錢莊業の領域も一率に金融業取締の下に一元的に取締られるのである。されば錢莊そのもの、經營形態が銀行に近接し、特異性を喪失しつつある趨勢を、右の法規に照合する時、錢莊として果して獨立、別個の存在たり得るかについで重要な契機を見受ける。⁵⁾

錢莊は既に早く社會發達の要請に伴ひ自然發生的に生育したとしても、隆昌の時期を劃せば道光年間上海開港以降であつた。然も新式銀行との並立的繁榮の時期を把持したるは、畸形的經過におけるいはゞ銀錢業の自己保全の爲の地盤構築であり、限局された範圍で強靱化を保持せんとした爲であつた。大規模錢莊が工商金融に寄與した領域は新興金融に代替され易い分野であつた。中小規模錢莊が營業の主體とせし兩替業務も、廢兩改元實施後はその對象を減殺されたわけである。現時の大錢莊、匯劃莊は自衛的性格において匯劃制度の運営にその役割を保持し、兩替業務の中小錢莊は事變下變轉期の泡沫的現象として業務の暫定的盛大を傳ふるにとどまる。本稿は簡略に過ぎたが錢莊業についてその機構の持つ意義を支那側の調査に即して序說的に解明した程度で一先づ括りをつけておく。

4) 經濟研究、第二卷第八期、p. 161.
 5) 拙稿：北支及蒙疆の貨幣金融問題、支那經濟年報(昭和十四年版)、pp. 198-199.
 6) 民國三十年十二月十一日公布施行、金融機關取締規則參照。